

2021年1月25日

住宅ローンの最長融資期間の変更について

株式会社十八親和銀行（取締役頭取 森 拓二郎）では、住宅ローンの最長融資期間を35年から40年に変更いたします。

これまで、融資期間35年までのお取扱いでしたが、近年の住宅価格上昇や住宅を購入されるお客さまの若年齢化が進んでいることを受け、最長融資期間を40年とし、よりご利用いただきやすい商品に変更いたします。

十八親和銀行では、今後もブランドスローガンである『あなたのいちばんに。』を追求し、お客様のニーズにお応えした商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

2021年2月1日（月）以降お申込み分から

2. 住宅ローン商品概要

項目	内容
ご利用いただける方	当行住宅ローンのみを利用して住宅を取得される個人で、次の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> お借入時年齢が20歳以上71歳未満、完済時の年齢が82歳未満の方（がん保障特約付または八大疾病保障特約付住宅ローンの場合はお借入時年齢が20歳以上51歳未満、完済時の年齢が82歳未満の方） 世帯主または真正な生計維持者の方 同一勤務先に1年以上お勤めの方（自営業の方は営業開始後2年以上経過されている方） 税込年収が250万円以上の方（自営業の方は、直近2期決算書にて損失がなく安定した利益がある方） 保証会社の保証が得られる方 団体信用生命保険に加入が認められる方
資金のお使いみち	本人またはご家族がお住まいになる次のいずれかの資金 <ol style="list-style-type: none"> 住宅新築・土地付住宅およびマンション等集合住宅購入資金 住宅の増改築・リフォーム資金 上記にかかる付帯工事費および諸費用等 住宅ローンお借換資金
ご融資金額	50万円以上1億円以下（1万円単位） 但し、本体価格（土地+建物）×200%を上限とします
ご融資期間	40年以内（1年単位） ※ 36年～40年の場合は全期間固定金利型をご選択いただけません。 ※ 中古マンション等集合住宅の場合は、一部制限があります
その他	<ul style="list-style-type: none"> 購入・建築または借換対象となる土地・建物に保証会社が第一順位の抵当権を設定させていただきます。 抵当権設定費用・火災保険料・印紙代等が必要となります 金利変更・一部繰上げ返済・全額繰上げ返済は、銀行所定の手数料が必要となります。

3. その他

商品の詳しい内容については窓口またはホームページの商品概要説明書をご覧ください。

※お申込みに際しては十八親和銀行所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

株式会社十八親和銀行 営業推進部

TEL 095 - 828 - 8118